

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第20条 条例別表第2の6の12の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>旅券法（昭和26年法律第267号。）第13条第1項各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合</p>	<p>第20条 条例別表第2の6の12の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の申請又は同法第17条第1項の届出が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる場合</u></p> <p>(4) <u>旅券法第13条第1項各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合</p>
<p>第34条 条例別表第2の36の8の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、<u>次に掲げる事務</u>とする。</p> <p>(1) <u>旅券法第5条の一般旅券の発給に関する事務</u></p> <p>(2) <u>旅券法第12条第1項の一般旅券の査証欄の増補に関する事務</u></p>	<p>第34条 条例別表第2の36の8の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、<u>旅券法第5条の一般旅券の発給に関する事務</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和5年3月27日から施行する。
- 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第12条第1項の申請に係る一般旅券の査証欄の増補に関するものについては、この規則による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則第34条の規定にかかわらず、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第2の36の8の項の右欄に掲げる市町村が処理することとする。